

働きやすい職場環境をつくるために、ワークルールの知識は欠かせません。
そこで、スキマ時間で学べるドリルを作成しましたので、チャレンジしてください!!

試用について

Q1 次の中から、正しいものをひとつ選びなさい。

- ①使用者は、内定時から知っていた事実を理由として、本採用を拒否することができる。
- ②契約自由の原則に基づき、長期の試用期間を設定することも当事者の自由である。
- ③試用期間については、労働者と使用者との間に解約権付きの労働契約が成立している。
- ④試用は労働契約である以上、本採用を拒否するには、本採用後になされる解雇と同程度に正当な理由が必要である。

Q2 次の4項目のうち、正しいものをすべて選びなさい。

- ①使用者は、合理的な理由がなければ、本採用を拒否することはできない。
- ②労基法における試用期間の上限は3か月であり、それを超える試用期間の定めは無効である。
- ③試用期間中は、解雇権を留保しているものの労働契約は成立している。
- ④使用者は、試用期間中であることを理由に、自由に本採用を拒否できる。

こたえ Q1 ③

解説 ④は誤りです。本採用の拒否には適格性欠如などの具体的な根拠が必要ですが、正社員に対する解雇と比較すると自由度が高いと理解されています。

②も誤りです。裁判所は、合理的範囲を超えた長期の試用期間の定めは公序良俗に反し無効であると判断しています。

こたえ Q2 ①、③

解説 試用期間について労基法は定めを定めていませんので、②は誤りです。試用期間中の解雇について、判例は、企業が採用決定後の調査結果、または試用期間中の勤務状態等により当初知ることができず、ま

た知ることが期待できないような事実を知るに至った場合に、その者を引き続き企業に雇用しておくのが適当でないと判断することに合理的理由がある場合に限り、とされています。

もっと学びたいあなたに!

公式テキストブック
(一般社団法人 日本ワークルール検定協会編)

- ワークルール検定 初級テキスト [第2版]
- ワークルール検定 中級テキスト [第3版]
- ワークルール検定問題集 [2019年版]



WR検
ワークルール検定

11月23日(土) 開催!

ワークルール検定2019 秋
《初級》

問合先 (一社) 日本ワークルール検定協会
<http://workrule-kentei.jp/>

